

市税条例の主な改正項目について

1. 個人所得課税の見直し

(1) 個人の市民税の非課税の範囲（第 24 条第 1 項）

障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に該当する者の市民税非課税限度額を、「前年の合計所得金額 135 万円」に引き上げる。

【改正前】 125 万円 → 【改正後】 135 万円

(2) 均等割非課税限度額の引き上げ（第 24 条第 2 項）

均等割の非課税限度額について、前年の合計所得金額が 28 万円に、同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 16 万 8 千円を加算した金額）以下である者とする。

【改正前】

28 万円 × (控除対象配偶者 + 扶養親族 + 1) + 16.8 万円 (注 1)

【改正後】

28 万円 × (同一生計配偶者(注 2) + 扶養親族 + 1) + 10 万円 + 16.8 万円 (注 1)

注 1) 下線部分は扶養親族等を有する場合の加算額

注 2) 改正前の控除対象配偶者と同じ定義（平成 31 年度から適用）

(3) 所得割非課税限度額の引き上げ（附則第 2 条の 3）

所得割の非課税限度額について、前年の合計所得金額が 35 万円に、同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額）以下である者とする。

【改正前】

35 万円 × (控除対象配偶者 + 扶養親族 + 1) + 32 万円 (注 1)

【改正後】

35 万円 × (同一生計配偶者(注 2) + 扶養親族 + 1) + 10 万円 + 32 万円 (注 1)

注 1) 下線部分は扶養親族等を有する場合の加算額

注 2) 改正前の控除対象配偶者と同じ定義（平成 31 年度から適用）

(4) 基礎控除の見直し (第 33 条の 3)

合計所得金額 2,400 万円超の納税義務者に係る基礎控除について、控除額が通減・消失するしくみを設ける。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400 万円以下	43 万円	33 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	
2,500 万円超	適用なし	

○施行期日：平成 33 年 1 月 1 日 (平成 33 年度の個人市民税から適用)

2. 市たばこ税

(1) たばこ税率の引き上げ (第 95 条)

国と地方のたばこ税の配分比率 1:1 を維持した上で、市たばこ税の税率を平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 10 月 1 日まで、三段階で引き上げる。

(税率：1,000 本あたり)

	現 行	改正案		
		H30. 10. 1	H32. 10. 1	H33. 10. 1
地方たばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円
〔 府たばこ税 市たばこ税	860 円	930 円	1,000 円	1,070 円
	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円
国たばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円

※国と地方あわせて 1 本あたり 1 円ずつ計 3 円引き上げる。

○施行期日：平成 30 年 10 月 1 日、平成 32 年 10 月 1 日、平成 33 年 10 月 1 日

(2) 加熱式たばこの課税方式の見直し (第 94 条)

加熱式たばこの課税方式について、現行の「重量 1 グラム」ごとに「紙巻たばこ 1 本」に換算しているものを、「重量」と「価格」の要素 (1:1) に分割して紙巻たばこに換算する方式とする。

① 課税標準本数の換算・・・下記のイとロの換算数の合計数

イ) 加熱式たばこの重量の 0.4 グラムを紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法

ロ) 加熱式たばこの小売価格を、紙巻きたばこの 1 本の金額に相当する金額をもって、紙巻きたばこ 0.5 本に換算する方法

② 課税標準本数の計算・・・下記の換算方法[A]と[B]で得られた本数の合計数

区 分		現行換算方法[A]	改正後換算方法[B]
現行	平成 30 年 9 月 30 日まで	現行換算本数×1.0	—
改正	第 1 段階	平成 30 年 10 月 1 日～ " ×0.8	改正後換算本数×0.2
	第 2 段階	平成 31 年 10 月 1 日～ " ×0.6	" ×0.4
	第 3 段階	平成 32 年 10 月 1 日～ " ×0.4	" ×0.6
	第 4 段階	平成 33 年 10 月 1 日～ " ×0.2	" ×0.8
	第 5 段階	平成 34 年 10 月 1 日～ —	" ×1.0

○施行期日：平成 30 年 10 月 1 日から平成 34 年 10 月 1 日まで 5 段階で実施

3. 固定資産税の特例措置（附則第 7 条の 2）

地域の中小企業による設備投資を促進するための臨時措置として、生産性向上特別措置法の規定により、市が作成した導入促進基本計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、生産性向上特別措置法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得される償却資産に係る固定資産税について、新たに課税されることとなった年度から 3 年度分の固定資産税の課税標準を「零」にする特例措置を講じる。

【対象者】

中小企業者等(資本金 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等)

【対象設備】

- ・ 機械装置(160 万円以上)
- ・ 測定工具等 (30 万円以上)
- ・ 器具・備品(30 万円以上)
- ・ 建物附属設備(60 万円以上)

○施行期日：生産性向上特別措置法の施行の日